

## **S-CARD サービス約款**

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社K E S A K Aシステム(以下「当社」といいます)は、このS-CARD サービス約款を定め、これによりS-CARD サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

### 第2条 (適用の範囲)

本約款は、本サービス利用によるすべてに適用されるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

この約款において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

S-CARD サービス	当社設置の FeliCa チップ対応リーダの解錠/施錠のために、カードキーの発行をユーザに向けて行うサービスをいいます。
k e s a k a サービス取扱店	当社の提供するすべてのサービスに対し、契約その他の行為を当社に代わり行う契約店をいいます。
利用者	当社が指定する手続きにより、この約款を承諾の上、本サービスを利用している個人又は法人
カードキー(ユーザーカード)	本サービス利用の際、解錠/施錠を行うために使用する当社指定の k e s a k a - ID を書き込んだ FeliCa チップ内臓カードをいいます。
登録カード	本サービス利用の際、FeliCa チップ対応リーダにカードキーを登録するため使用するカードをいいます。
コンストカード	本サービス利用の際、カードキーが一枚も登録されていない複数の FeliCa チップ対応リーダに対して、マスターキーとしての設定ができるカードをいいます。
k e s a k a ID	FeliCa チップ対応携帯電話やカードを鍵として利用できるように、当社が設定する固有の識別符号をいいます。
フェリカ(FeliCa)	ソニー株式会社が開発した非接触ICカード技術方式をいいます。
FeliCa チップ <sup>®</sup> 対応リーダ	本サービスを利用の際、解錠/施錠のために設置された FeliCa チップの情報を読み取るための装置をいいます。
セキュリティーサーバ	端末設備のひとつで設置された各端末設備の核となり、センターサーバへの通信を掌る装置をいいます。

### 第4条 (k e s a k a サービス取扱店)

当社は、本サービスの円滑な運営を行うために、k e s a k a サービス取扱店を設置いたします。

## 第5条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。但し、本約款の変更後の詳細については、当社Webサイト及びkesakaサービス取扱店に掲示する事により、利用者へ通知したものとします。

2 本約款変更後も利用者が利用継続した場合、変更後の約款について同意したものとみなします。

## 第2章 サービス内容

### 第6条（サービス内容）

FeliCa チップ対応リーダの解錠/施錠のためのカードキーを発行し、またカードキーを登録するための登録カードをユーザーに向け発行します。

## 第3章 サービスの利用等

### 第7条（利用の単位）

住宅等のドアに設置された FeliCa チップ対応リーダに対して、本サービスのご利用が可能となります。

### 第8条（利用できる者の条件）

本人の申し出があれば、所定の手続き後、本サービスをご利用頂けます。

### 第9条（kesaka ID）

kesaka IDは、当社において決定します。

## 第4章 料金等

### 第10条（カードキー発行料金）

本サービス利用者は、本サービス対象のカードキーの発行を受ける場合は、カードキー発行料金が必要となります。

## 第5章 保守・運用

### 第10条（サービス利用者の維持責任）

本サービス利用契約者は、FeliCa チップ対応リーダを含む、当社が提供するすべてのサービスにおいて、取扱説明書、利用マニュアル等に記載されている使用方法に適合する

よう維持していただきます。

## 第6章 損害賠償

### 第11条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（当該、サービス利用契約に係る電気通信設備によるすべてのサービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にある事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した限りにおいて、当該サービス利用契約者の損害を、当社が発行したカードキー一枚分相当の発行料金を1日あたりの限度額として賠償します。

### 第12条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、本サービス利用者に関する土地、建物その工作物等に、損害を与えた場合に、それが工事実施に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、火災や侵入などによる損害につき一切責任を負いません。
- 3 当社が設置設定した通信経路（インターネット等）において、違法な盗聴・不正なアクセス等が行われ、情報の一部または全部が漏洩し、そのために生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。
- 4 災害、火災、紛争、戦争など当社の管理範囲を超える事由につき本サービスを提供できなかった場合、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。

### 第13条（カードキーの取扱について）

利用者が、本サービス利用のために所持するカードキーにおいて、次のような行為等によって、カードキーが使用不能もしくは機能不全になり、何らかの損害を被ったとしても、当社はその損害を賠償しません。

カードキーを、折り曲げたり、汚したり、水に濡らしたり、磁気に近づけること、また、カードキーに過度な力をかけること。

カードキーを、他のICカード、硬貨などの金属、アルミ箔や金箔などの金属を含んだものと一緒に重ねて使用すること。

カードキーを、紛失、盗難、水漏れ、磁気不良に至らしめること。

前項のすべてに該当しない場合でも、カードキーの障害となる物と重ねて使用すること。

## 第7章 雑則

### 第14条 (承諾の限界)

当社は利用者から工事その他の請求があった場合に、その履行が技術的に困難なとき、又は契約者が料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあるなど当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由をその請求をした者に通知します。ただしこの約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第15条 (利用者の義務)

利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

端末設備 (FeliCa チップ対応リーダ、各種制御器、セキュリティサーバー等) を取外し、分解し、変更し、若しくは破壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。

故意に FeliCa チップ対応リーダにおけるサムターン部分の解錠 / 施錠を繰り返したり、その他通常利用以外の使い方をしないこと。

端末設備に登録されている k e s a k a - I D その他の情報を通常の利用方法以外で読み出しし、登録・変更し又は消去しないこと。

当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって利用及び保管すること。  
故意に複数回の不完結リード (FeliCa チップ対応リーダ立上げボタンを押し、タイムアウトさせる行為) を繰り返し、通信のふくそうを生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

### 第16条 (約款の掲示)

当社は、この約款 (変更があった場合は変更後の約款) を当社のインターネットホームページ又は k e s a k a サービス取扱店において掲示することとします。

### 第17条 (付則)

この約款は、平成18年1月20日から実施します。